

工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領

平成25年9月25日

県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、県土整備部が発注する建設工事等（営繕工事を除く。）において、工事写真及び工事完成図の電子納品を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「電子納品」とは、受注者が発注者に工事写真及び工事完成図を電子媒体で納めることをいう。
- (2)「工事写真」とは、写真管理基準（平成22年7月（平成30年4月改定）宮崎県県土整備部定め）の2に規定する工事写真のうち、別に定めるものをいう。
- (3)「工事完成図」とは、土木工事共通仕様書（平成22年7月（平成30年4月改定）宮崎県県土整備部定め）の1-1-19に規定する工事完成図をいう。
- (4)「電子検査」とは、電子納品された成果品（以下「電子成果品」という。）を利用して行う検査をいう。

(電子納品の対象及び電子納品対象工事)

第3 電子納品の対象は、工事写真及び工事完成図とする。ただし、工事完成図については、紙媒体の成果品のみを納品することができるものとし、電子納品を行う場合にあつては、紙媒体の成果品を併せて納品するものとする。

- 2 電子納品の対象とする工事（以下「電子納品対象工事」という。）は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書において、電子納品対象工事である旨を記載するものとする。
- 3 試行の実施にあたっては、契約後の受発注者協議により、実施の可否を決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があつた場合は、電子納品対象工事である旨の記載のない工事であっても、受注者は、第1項に規定する電子納品を行うことができる。

(電子成果品の仕様)

第4 電子成果品の仕様については、別に定める。

(検査)

第5 電子納品対象工事の検査は、電子検査にて行うものとする。

- 2 電子検査の方法については、別に定める。

(保管管理)

第6 発注者は、納品された電子成果品を適切に保管し、管理するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、工事写真及び工事完成図の電子納品の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。